

令和4年2月24日提出

令和4年3月市議会定例会議案

(その3 議案第29号及び議案第30号)

木更津市

令和4年3月市議会定例会議案目録（その3）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第29号	木更津市教育委員会委員の任命について	総務部	1
議案第30号	木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	2

議案第29号

木更津市教育委員会委員の任命について

木更津市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	加 藤 緑	□□□□□□□□□□

令和4年2月24日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会委員井上美鈴氏の辞職に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

議案第30号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため並びに職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、関係条文の整備をしようとするものである。